

箕面市手話言語条例・

箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例 制定記念イベント



令和6年

7/13

(土曜日) 10:00-12:00

手話通訳・
要約筆記あり

会場

メイプルホール ・小ホール

箕面市箕面5-11-23
(阪急箕面駅徒歩7分)

定員: 100名
(先着順)

参加費
無料

←手話も
あり!



笑福亭學光さん

10:00

こびき
鼓響

豊中ろう和太鼓クラブ

10:25

しょうぶくてい がっこう

要約筆記付き落語 笑福亭學光さん

10:55

障害当事者による
トークコーナー 「条例ができて想うこと」

赤塚 光昭さん (ろう者) 進行: 新居 良さん
谷口 学さん (難聴者) (手話言語条例・障害者情報コミュニ
上田 一裕さん (視覚障害者) ケーション促進条例部会 部会長)

11:15

手話エンターテイメント発信団 oioi

オイオイ

oioi



豊中ろう和太鼓クラブ 鼓響



手話エンターテイメント発信団 oioi



◆問い合わせ

箕面市 健康福祉部障害福祉室

Tel : 072-727-9506

Fax : 072-727-3539

Mail : syougaifukushi@maple.city.minoh.lg.jp

※その他、会場出入口付近にて、手話及び障害者の
情報コミュニケーションツールなどの展示あり
展示時間: 9:30~12:30

主催 : 箕面市
企画/運営 : 箕面市障害者市民施策推進協議会 手話言語条例・障害者情報コミュニケーション促進条例部会
協力 : 箕面市身体障害者福祉会、箕面市聴力障害者協会、箕面難聴者サークル「木かげ」、
箕面要約筆記サークル「もみじ」、手話サークル(滝、にじ、あお)、豊能障害者労働センター



豊中ろう和太鼓クラブ 鼓響 (こびき)

平成4年5月発足。鼓響の意味は、「音のない世界にいる者にも、響きが音として体に伝わってくる」響きを体で感じ演奏するという非常に限られた音楽表現ですが、聞こえないから出来ないのではなく、聞こえなくても出来るという事を知って頂きたい。集中力と体力の勝負ですが、一つの事をやり遂げたいと思い、日本の伝統芸能である和太鼓を一人でも多くの人に楽しんでもらえるようこれからも練習に励みます。



笑福亭學光さん (しょうふくてい がっこう)

西日本放送「ラジオでDON」で平成16年民放連優秀賞受賞。主な会は「安倍野ベルタ寄席」「学光寄席」。徳島県出身のため、徳島には「上方落語」を、大阪には「阿波踊り」の楽しさを伝えている。また、中国河北省神南小学校との交流は10年になる。趣味のスキューバダイビングでは沖縄で「水中寄席」、絶滅の危機にある小動物を助ける「環境寄席」、カルチャーセンターでは「お笑い福祉士」の講座などを開催。



手話エンターテイメント発信団oioi (オイオイ)

“きこえる人”と“きこえない人”の間にある心のバリアを壊すために、手話コントなどのパフォーマンス活動、手話や聴覚障害について楽しく学べるワークショップを実施。きこえるメンバー・きこえないメンバーが一緒に創り上げている。約3ヶ月みっちり学べるオンライン手話講座も人気を集めている。NHK「バリバラ」「ろうを生きる難聴を生きる」出演、TEDxKobe2019登壇。



出展ブース紹介

① Raelclear (レルクリア)

透明インターフェイスによる
文字おこしシステム

【(株)ジャパンディスプレイ】

④ 大阪市援助技術研究室事業紹介(製作改良サービス)

ホームチャイム外部入力接続機器、スイッチボット、3Dプリンターで製作した自助具類 ほか

【社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会 大阪市援助技術研究室】

② ヒアリンググループ

集団補聴システム(磁気ループ)

【(株)ソナール】

⑤ TeamLog

大人数の場面で真価を発揮する
新しい音声認識システム

【(株)聴覚研究所】

③ VUEVO (ビューボ)

「誰が」「何を」話しているかを
リアルタイムに直感的に表示する

【ピクシーダストテクノロジーズ(株)】

⑥ 手話の紹介

市内手話サークルによる手話の紹介など

【手話サークル(滝、にじ、あお)】

手話言語条例・障害者情報コミュニケーション促進条例とは

■箕面市手話言語条例

手話は単なるコミュニケーション手段ではなく、独自の文法体系を持つ言語であることを認識して、手話に対する市民の理解を深めるとともに、ろう者があらゆる機会において手話で意思疎通をはかることができる社会を実現するため、手話に関する施策の基本的事項などについて定めたものです。

■箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例

さまざまな障害のあるかたが、日常生活のあらゆる場面で自分に合った意思疎通のための手段(手話、筆談、点字、代読や分かりやすい言葉など)を用いて情報を取得して、意思疎通をはかることができる社会を実現するため、意思疎通のための手段を利用しやすい環境の構築などについて定めたものです。

